

君津市有害鳥獣被害防止対策事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、わな猟免許の取得又は更新及び有害鳥獣捕獲わなの購入を行う市民に対し、予算の範囲内において、君津市有害鳥獣被害防止対策事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、有害鳥獣による農林業等に係る被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) わな猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第39条第2項に規定するわな猟免許をいう。
- (2) 有害鳥獣 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。
- (3) 有害鳥獣捕獲 法第9条第1項に基づく鳥獣の捕獲をいう。

(助成対象事業、助成対象経費及び助成額)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）、助成対象経費及び助成額は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成対象事業を行うこと。
- (2) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 本市が行う有害鳥獣捕獲に協力すること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、助成対象経費の支払いをした年度の末日までに、君津市有害鳥獣被害防止対策事業助成金交

付申請書（別記第1号様式）に次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) わな猟免許取得事業 わな猟狩猟免許状の写し及び助成対象経費の領収書の写し
- (2) わな猟免許更新事業 わな猟狩猟免許状の写し
- (3) 有害鳥獣捕獲わな購入事業 助成対象経費の領収書の写し及びくくりわなの写真（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、君津市有害鳥獣被害防止対策事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付を請求しようとするときは、君津市有害鳥獣被害防止対策事業助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、君津市有害鳥獣被害防止対策事業助成金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該助成金の全部又は一部を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(君津市農林水産業振興補助金交付要綱の一部改正)

2 君津市農林水産業振興補助金交付要綱(昭和48年君津市告示第10号)の一部を次のように改正する。

別表16の項及び17の項を削り、同表18の項中「17の項」を「15の項」に改め、同項を同表16の項とする。

別表(第3条)

助成対象事業の種類	助成対象経費	助成額
わな猟免許取得事業	わな猟免許の新規取得に要した経費(わな猟免許試験申請手数料及び初心者狩猟講習会受講料)	当該経費の2/3(限度額10,000円)
わな猟免許更新事業	わな猟免許の有効期間を更新するために要した経費(わな猟免許更新手数料)。ただし、更新前の有効期間中に捕獲実績がない場合は、助成対象としない。	当該経費の10/10
有害鳥獣捕獲わな購入事業	わな猟免許を有する捕獲従事者が、くくりわなの購入又は製作に要した経費	当該経費の1/2(限度額5,000円)

備考 算出した助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。